経営を始めて間もない時期の所得を確保したい

農業次世代人材投資資金（経営開始型）

農業を始めて間もない時期に、資金を交付します。（年間最大150万円、最長5年間）

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を満たす方が対象です。

① 市町村で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方

② 原則として50歳未満で※**独立・自営就農**する方

③ 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている方

④ 原則として前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）全体の所得が600万円以下である方

※ 独立・自営就農とは、以下の要件を全て満たすことを指します。

① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
④ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

- 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となります。
- 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うと市町村長に認められることが必要です。
- 中間評価で経営の改善が見込みがたいと判断された場合は交付停止となります。
- 交付期間と同期間以上営農を継続しなかった場合は月単位で返還となります。
- 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。

お問い合わせ先：各市町村の農政担当窓口

AAPC 公益社団法人 秋田県農業公社

R2.3